

雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案要綱（平成二十 八年十月一日施行分）



厚生労働省発職派0920第1号

平成28年9月20日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

別紙

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱「平成二十八年十月一日施行分」

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

キャリアアップ助成金制度のうち、処遇改善コースについて次のとおり改正すること。

一 支給対象となる事業主について、健康保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者（以下「被保険者」という。）でない有期契約労働者等の一週間の所定労働時間を五時間以上延長する措置を講じた事業主とすること（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）。

二 平成三十二年三月三十一日までの間は、被保険者でない有期契約労働者等の一週間の所定労働時間を五時間以上延長し当該者が被保険者となった場合又は被保険者でない有期契約労働者等の一週間の所定労働時間を一時間以上五時間未満延長するとともに賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた場合に、当該措置を講じた事業主に対し、次のとおり延長した一週間の所定労働時間の区分に応じてそれぞれに定める額を支給するものとする。

（一） 一時間以上二時間未満 三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）

- (二) 二時間以上三時間未満 六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）
- (三) 三時間以上四時間未満 九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）
- (四) 四時間以上五時間未満 十二万円（中小企業事業主にあつては、十六万円）
- (五) 五時間以上 十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

第二 その他

- 一 この省令は、平成二十八年十月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。